

千葉県広域火葬計画に基づく

災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部又は水防本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）甲が設置した避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （5）入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービス
- （6）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したとき、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- （1）要請の理由
- （2）要請の内容
- （3）協力を要請する期間
- （4）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書（第2号

様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあつては災害対策本部健康部長の職にある者を、乙にあつては、全日本冠婚葬祭互助協会北関東ブロック千葉地区本部長の職にある者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の

会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 1月23日

第1号様式

年 月 日

災 害 時 に お け る 協 力 要 請 書

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 様

千葉市長

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

| | |
|---------|---------------|
| 要 請 内 容 | |
| 要 請 理 由 | |
| 要 請 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 指 示 事 項 | |
| 担 当 部 課 | 部 課 |
| 氏名・電話番号 | 氏名 電話番号 () |
| 連 絡 日 時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 備 考 | |

第2号様式

年 月 日

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 千葉市長

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

災害時における支援協力に関する協定第5条第1項の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

| | | | |
|-------------|-----------------|--------------|----|
| 業 務 内 容 | | | |
| 業 務 従 事 者 | 別添名簿のとおり | | |
| 履 行 の 期 日 | 年 月 日～ 年 月 日 日間 | | |
| 遺体収容数・回数 | 人 回 | 総走行距離 | Km |
| 使用物資・数量 | | | |
| 遺 体 の 安 置 | 施設名称 | | |
| | 使用室数 | 室 | |
| | 使用期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| そ の 他 の 業 務 | | | |

添付書類

実績内訳書

千葉県広域火葬計画に基づく

災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部又は水防本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (3) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したとき、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部健康部長の職にある者を、乙にあっては、代表理事の職にある者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 1月23日

第1号様式

年 月 日

災害時における協力要請書

千葉中央葬祭業協同組合 様

千葉市長

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

| | |
|---------|---------------|
| 要 請 内 容 | |
| 要 請 理 由 | |
| 要 請 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 指 示 事 項 | |
| 担 当 部 課 | 部 課 |
| 氏名・電話番号 | 氏名 電話番号 () |
| 連 絡 日 時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 備 考 | |

第2号様式

年 月 日

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 千葉市長

千葉中央葬祭業協同組合
代表理事

災害時における支援協力に関する協定第5条第1項の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

| | | | |
|----------|-----------------|--------------|----|
| 業務内容 | | | |
| 業務従事者 | 別添名簿のとおり | | |
| 履行の期日 | 年 月 日～ 年 月 日 日間 | | |
| 遺体収容数・回数 | 人 回 | 総走行距離 | Km |
| 使用物資・数量 | | | |
| 遺体の安置 | 施設名称 | | |
| | 使用室数 | 室 | |
| | 使用期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| その他の業務 | | | |

添付書類

実績内訳書

千葉県広域火葬計画に基づく

災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部又は水防本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したとき、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

(2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び日数

(3) 遺体の搬送の用に供した霊柩車の数及び回数

(4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料及び霊柩車の運賃・料金等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部健康部長の職にある者を、乙にあっては、専務理事の職にある者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して

定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 1月23日

災害時における協力要請書

社団法人全国霊柩自動車協会 様

千葉市長

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

| | |
|---------|---------------|
| 要 請 内 容 | |
| 要 請 理 由 | |
| 要 請 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 指 示 事 項 | |
| 担 当 部 課 | 部 課 |
| 氏名・電話番号 | 氏名 電話番号 () |
| 連 絡 日 時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 備 考 | |

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 千葉市長

社団法人全国霊柩自動車協会
会長

災害時における支援協力に関する協定第5条第1項の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

| | | | |
|----------|-----------------|--------------|----|
| 業務内容 | | | |
| 業務従事者 | 別添名簿のとおり | | |
| 履行の期日 | 年 月 日～ 年 月 日 日間 | | |
| 遺体収容数・回数 | 人 回 | 総走行距離 | Km |
| 使用物資・数量 | | | |
| 遺体の安置 | 施設名称 | | |
| | 使用室数 | 室 | |
| | 使用期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| その他の業務 | | | |

添付書類

実績内訳書